

みやぎ生協 サービス事業利用規程

（目的・サービス内容・適用）

- 第1条** 本規程は、みやぎ生活協同組合（以下「生協」といいます）の宮城県内でのサービス事業の利用及び代金等の支払に関するルールを定めます。
- 2 前項のサービスは本規程末尾の「**〈別表2〉**」及び「**〈別表3〉**」に記載の各商品供給・サービス提供等(以下総称して「サービス」といいます。)とし、本規程に定めのない事項は各サービスに関する説明書等（パンフレット・ご案内文書等）に記載したルールによります。
- 3 本規程末尾の「**〈別表1〉**」は生協での共同購入、トリプルカード、青カード、コープペイ、生協灯油、生協LPガス、アクアクララご利用等の掛け売り（口座振替）で利用いただく場合及びコープ共済・保険等の支払いにも適用されます。

（利用条件）

- 第2条** 本規程によるサービスをご利用いただける方（以下「利用者」という）は以下の各号を満たすことを条件としています。
- （1）みやぎ生協の組合員本人又は同一世帯のご家族であること
- （2）前条第3項によりご利用代金支払いの口座登録がなされていること（但しプリエ案内センターご利用での現金支払い等の場合は、この限りではありません。）

（利用制限）

- 第3条** サービス事業を含むみやぎ生協での掛け売り（口座振替）の利用限度額は「**〈別表1〉 1 利用限度額**」に定めるとおりです。
- 2 ご利用申込時に「**〈別表1〉 3 ご利用出来ない事由**」に該当する場合、申込をお断りする場合があります。
- 3 未成年のご利用申込みについては、親権者の承諾が必要になります。但し、親権者が本利用規程で利用が認められない場合は、ご利用できません。

（支払い方法）

- 第4条** 各サービス料金の支払方法は、「**〈別表1〉 2 支払い方法**」及び**〈別表2〉〈別表3〉**のとおりになります。
- 尚、高額商品ご利用時の支払方法は、「**〈別表1〉 5 その他（1）限度額を超える商品や高額商品利用時の支払方法**」の定めのとおりとします。

（請求書等）

- 第5条** 生協は、サービスの提供と併せて納品書をお届けします。（但しサービス内容により納品書は発行しない場合もあります。）さらに月1回、月ごとの請求額をまとめた「ご利用明細書兼請求書」を発行しお届け又はお送りします。
- 2 「ご利用明細書兼請求書」には 利用者がサービス事業の他にトリプルカード、青カード、共同購入、生協灯油ご利用等の掛け売りをご利用の場合、これらの請求額もまとめて発行致します。
- 3 請求金額その他に疑義が生じた場合、利用者はあらかじめ生協に連絡し、対応について協議するものとします。

（利用代金・手数料等の支払方法）

- 第6条** 利用代金等の支払は、前月21日から当月20日までご利用代金を締め、翌月5日（金融機関休業日の場合は、翌営業日）に第2条により登録いただいた銀行等預金口座からの口座振替により支払いとなります。
- 2 前項の口座振替が振替不能となった場合、「**〈別表1〉 5 その他（2）口座振替不能にな**

った場合の支払方法」に基づきお支払いいただきます。

(利用停止及び利用停止解除)

第7条 生協は利用者が以下の各号に該当した場合、利用を停止します。その詳細は「〈別表1〉

3 利用出来ない事由」のとおりです。

- ① 残高不足による口座振替不能の場合
 - ② 利用限度額オーバーの場合
 - ③ 振替口座未登録の場合
 - ④ 生協の判断による場合
- 2 前項①残高不足による口座振替不能の場合、「〈別表1〉 5 その他(3) 残高不足による口座振替不能と利用限度額」の対応を行います。
- 3 第1項の利用停止を解除し、利用が再開できる条件は「〈別表1〉 4 利用停止解除の条件」のとおりです。但し「〈別表1〉 5 その他(3) 残高不足による口座振替不能と利用限度額」の2) c) に該当した場合、利用停止は解除されません。

(支払計画書および誓約書)

第8条 「〈別表1〉 5 その他(2) 口座振替不能になった場合の支払方法」に定める支払期限までに代金等をお支払いいただけなかった場合、生協はその方(以下、「延滞者」といいます)に対して、生協が定めた様式による支払計画書および誓約書の提出を請求することができます。

- 2 前項の請求があった場合、延滞者は、速やか(請求時に別に定めた期限があればその期限内)に支払計画書および誓約書を提出しなければなりません。
- 3 前項に定める期限までに支払計画書及び誓約書が提出されなかった場合、または提出された支払計画書に基づく支払いが行われないなど将来にわたって代金等の支払いが望めないと認められる場合には、法的手続に移行したり、債権譲渡や債権の回収委託等を行う場合があります。
- 4 支払計画書による債務の弁済に係る費用は延滞者が負担するものとします。
- 5 生協は延滞者に対して、前項に定める費用のほか、第6条第1項に定める本来の支払予定日の翌日を起算日として、年14.6%の割合による遅延損害金を請求します。

(連帯保証人)

第9条 生協は、必要と認めた場合、延滞者に対して、支払計画書に記載された債務を弁済する資力を有する連帯保証人を立てよう求めることができます。

(延滞者の出資金に関する特則)

第10条 生協は延滞者に対して出資口数の減少を要請することができます。延滞者が要請に応じて出資口数を減少した場合、生協は、延滞者に対する出資金の払い戻しに係る債務と生協の延滞者に対する債権を相殺することができます。

(協議解決)

第11条 本規程及び関連する規程等に関し、適用上の疑義が生じ、または定めのない事項に関する問題が生じた場合は、利用者と生協が双方誠意をもって話し合い、相互に協力、理解して問題解決を図るものとします。

(管轄裁判所)

第12条 利用者と生協との間で裁判上の争いになったときは、生協の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(本規程の変更)

第 13 条 生協は、サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応
その他サービス事業の円滑な実施のため必要がある場合に、本規程を変更することができます。

2 前項の場合、生協は、本規程を変更する旨、変更後の本規程の内容および変更の効力発生日について、変更の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して利用者への周知を図ります。

- ① 利用者への配布
- ② 電子メールの送信等の電磁的方法
- ③ WEB サイトへの掲示
- ④ 定款に定める公告の方法その他の生協が定める適切な方法

付則

- 1. 2011年3月21日付改正
- 2. 2020年3月21日付改正

みやぎ生協 サービス事業「利用規程」別表

<別表 1>

	項 目	利 用 規 程
1. 利用限度額	(1) トリプルカードまたは青カード 保有メンバー	限度額は、商品ごとに異なります。＜別表 2＞をご確認ください。
	(2) 共同購入（はん・個人宅配・なかよし個配）利用	1) 限度額は、商品ごとに異なります。＜別表 3＞をご確認ください。 2) サービス事業商品を含め、みやぎ生協口座振替ご利用合計金額は、個人ごとに最高 80 万円から最低 10 万円までの 4 段階の利用限度額が設定されます。 3) 利用開始から 12 ヶ月までの利用基準 a) 利用開始から 3 ヶ月までは、利用限度額 10 万円です。また、分割でのご利用はできません。 b) 利用開始 4 ヶ月目から 6 ヶ月までは、利用限度額 20 万円（分割残含む）です。 c) 利用開始 7 ヶ月目から 12 ヶ月までは、利用限度額 40 万円（分割残含む）です。 d) 12 ヶ月経過後は、利用限度額 80 万円（分割残含む）です。 4) 但し、上記のいずれの場合も口座振替不能 1 回で、再利用時の利用限度額を 10 万円に引き下げます。また、3) - a) の基準から再利用開始となります。
2. 支払い方法	(1) トリプルカードまたは青カード 利用（コープカード供給票での利用も同様）	支払い方法は、商品ごとに異なります。＜別表 2＞をご確認ください。
	(2) 共同購入（はん・個人宅配・なかよし個配）利用	支払い方法は、商品ごとに異なります。＜別表 3＞をご確認ください。
3. 利用出来ない事由	(1) 残高不足による口座振替不能があった場合	① トリプルカードまたは青カード 利用 口座振替不能時点で利用はできません。
		② 共同購入（はん・個人宅配・なかよし個配）利用 1) 口座振替不能時点で利用はできません。 2) 過去に連続 2 回以上口座振替が出来なかった場合は、口座振替での利用はできません。 3) <u>トリプルカード保有の方は、トリプルカードでの口座振替不能の場合も利用できません。</u>
	(2) 利用限度額オーバーの場合	① トリプルカードまたは青カード 利用 ・個人ごとに定められている利用限度額をオーバーするご利用はできません。
		② 共同購入（はん・個人宅配・なかよし個配）利用 * 限度額は、個人ごとに 80 万円から 10 万円までの 4 段階に設定されています。（共同購入利用金額含む）
	(3) 振替口座未登録の場合	振替口座「未登録」の場合、ご利用できません。
	(4) 生協の判断による場合	以下の場合、利用停止になります。 1) 支払い等、本利用規程に違反する恐れがある場合。 2) 換金を目的とした商品利用の恐れまたは利用が確認された場合。 3) 同一生計、同一世帯の組合員が、掛売りによる利用が停止になっている場合。 4) その他、当生協が不適当であると判断した場合。
4. 利用	(1) 残高不足による口座	① トリプルカードまたは青カード 利用 経理部入金確認の翌日より利用停止解除になります。

	振替不能の場合	②共同購入（はん・個人宅配・なかよし個配）利用	
	(2) 利用限度額 オーバーの場合	①トラブルカードまたは青カード利用 ②共同購入（はん・個人宅配・なかよし個配）利用	経理部入金確認の翌日より利用停止解除になります。 毎月 20 日の請求後の残高が個人ごとに定められている限度額未満となった場合、21 日を含む週の翌週から利用停止解除となります。
	(3) 振替口座 未登録の場合		振替口座依頼書の提出があり、かつ、未収金残高がない場合、生協で口座登録終了後の翌週より利用停止解除になります。
5. その他	(1) 限度額を超える商品 や高額商品等利用時の 支払方法		1) ハンディクレジット、日立キャピタルマイカーローン・リフォームローンの利用ができます。（ご利用出来ない商品もございます。） 2) 利用にあたり「事前審査」が必要です。審査の結果により、ご利用できない場合があります。
	(2) 口座振替 不能になった場合の支払 方法		口座振替不能になった場合には、再請求事務手数料が加算された金額の振込用紙がお手元に届きますので、以下のいずれかの方法でお支払いください。 1) コンビニエンスストアで 19 日中まで振込みご入金ください。 2) 生協店舗サービスカウンターに 19 日午後 6 時 30 分までご入金ください。 ※生協店舗でのご入金の場合でも、再請求事務手数料が加算された金額をご入金いただきます。 ※配達時に、生協職員が現金をお預かりすることはできませんので、ご了承ください。 ※コンビニエンスストア・生協店舗サービスカウンター以外での振込用紙のご利用はできません。
	(3) 残高不足による口座 振替不能と利用限度額		1) 口座振替不能の状況により、生協では履歴管理を行います。 2) 口座振替不能の履歴により 10 万円～30 万円の 3 段階の利用限度額を設定します。 a) 2ヶ月連続口座振替不能となった場合：利用限度額 30 万円 b) 2ヶ月連続口座振替不能後、再度口座振替不能となった場合 再振替不能 1 回目：利用限度額 20 万円 再振替不能 2 回目：利用限度額 10 万円 c) 2ヶ月連続口座振替不能後、口座振替不能が繰り返された場合 再振替不能 3 回目：利用不可になります。 *以降のトラブルカード又は青カード、共同購入利用、サービス事業、 生協灯油利用等掛売りによる利用は出来ません。生協店舗で現金の 利用のみとなります。

<別表 2>

事業所	商品及び利用限度額	お支払い方法
は 1 青 ト カ リ ー ド プ ル カ ー ド 利 用 可 能 商 社	(1) プリエ案内センター ①墓石・仏壇等の商品 利用限度額 80 万円 （個人の限度額がある場合は限度額優先）	①翌月 1 回払い ②ボーナス 1 回払 1) 1 回利用が 10,000 円以上の時に、ご利用できます。 ③リボルビング払い 1) 1 回利用が 10,000 円以上の時に、ご利用できます。 2) 支払コースは、1 万円、2 万円、3 万円、4 万円の 4 コースが
	②法要代金 利用限度額 30 万円 （個人の限度額がある場合は限度額優先）	
	③返礼品 利用限度額 30 万円 （個人の限度額がある場合は限度額優先）	
	④その他プリエ事業利用商品 ・供物関係（供花・仏具・缶詰 しいたけ盛・線香盛等）	

		・ 祝花・印刷関係等 利用限度額 20 万円 (個人の限度額がある場合は限度額優先) ※葬儀料金・商品券は除く	あります。 3) 支払回数は、最長 2 5 回です。 4) 金利は、利用残高の 1%です。 * 支払い回数が 25 回を超 える場合は、未払い残額 に応じて自動的に支払 いコースをアップしま す。
	(2) サービスセンター	①自動車学校／チケット／オーダースーツ／光通信サービス関連 利用限度額 40 万円 (個人の限度額がある場合は限度額優先) ②車検 利用限度額 30 万円 (個人の限度額がある場合は限度額優先) ③家具展示会 利用限度額 80 万円 (個人の限度額がある場合は限度額優先)	(但し、1 回払いは 1 万円 以下も可) <u>※通信講座はボーナスで の支払いは不可</u> <u>住まいのセンター</u> ①翌月 1 回払い ②ボーナス 1 回払 1) 1 回利用が 10,000 円以上の時に、ご利用 できます。 ※リボルビング払いは不可
	(3) 住まいのセンター	①リフォーム工事関係 利用限度額 80 万円 (個人の限度額がある場合は限度額優先)	

<別表 3>

分割回数等	事業所	商品及び利用条件・限度額	分割回数・1 回当たり支払金額
1 共同購入 (はん・個人宅配・なかよし個配)	(1) プリエ案内センター	①墓石・仏壇等の商品 ・ 利用限度額 80 万円 (個人の限度額がある場合は限度額優先)	●1 回～24 回 ●ボーナス 1 回 ●ボーナス 2 回 ●最低 1 万円以上 (但し、1 回払いは 1 万円以下も可)
		②法要代金 ・ 利用限度額 30 万円 (個人の限度額がある場合は限度額優先)	
		③返礼品 ・ 利用限度額 30 万円 (個人の限度額がある場合は限度額優先)	
		④その他プリエ事業利用商品 ・ 供物関係 (供花・仏具・缶詰盛 しいたけ盛・線香盛等) ・ 祝花・印刷関係等 ・ 利用限度額 20 万円 (個人の限度額がある場合は限度額優先) ※葬儀料金・商品券は除く	
利用の方の口座振替可能商品と利用限度額及び	(2) サービスセンター	①自動車学校／チケット／オーダースーツ／光通信サービス関連 利用限度額 40 万円 (個人の限度額がある場合は限度額優先)	●1 回～24 回 ●ボーナス 1 回 ●ボーナス 2 回 <u>※通信講座はボーナスでの支払いは不可</u>
		②車検 ・ 利用限度額 30 万円 (個人の限度額がある場合は限度額優先)	●1 回～24 回 ●ボーナス 1 回・ボーナス 2 回
		③家具展示会 ・ 利用限度額 80 万円 (個人の限度額がある場合は限度額優先)	●1 回～24 回 ●ボーナス 1 回 ●ボーナス 2 回
	(3) 住まいのセンター	①リフォーム関係 ②上記に附帯した各種サービス (ハウスクリーニング、白蟻駆除、庭木の剪定、べんりサービス等) ・ 利用限度額 80 万円 (個人の限度額がある場合は限度額優先)	●1 回～24 回 ●ボーナス 1 回 ●ボーナス 2 回

	(4) 分割 金利	上記の商品共通です。 ●分割払い ・分割2回までは金利なし ・分割回数3回以上のとき、1回につき0.5%が初回より加算されます。 ・ボーナス加算での支払いも可能です。ボーナス加算額は総支払額の1/3までです。夏冬の加算額は1,000円単位に任意に設定できます。 ●ボーナス1回 金利なし ●ボーナス2回 金利3%
--	-----------------	--

■利用規程に関する問合せ先

該当のセンターにお問合せ下さい。

◆プリエ案内センター フリーダイヤル 0120-058-531

問合せ時間帯 月曜日～土曜日 午前9時30分～午後6時（1月1・2日 除く）

◆サービスセンター フリーダイヤル 0120-565-711

問合せ時間帯 月曜日～土曜日 午前9時～午後6時（12月30日～1月3日 除く）

◆住まいのセンター フリーダイヤル 0120-779-188

問合せ時間帯 月曜日～土曜日 午前9時～午後6時（8月12日～15日、12月30日～1月3日 除く）